

先行審査プラントの記載との比較表（VI-1-1-8）
発電用原子炉施設の火災防護に関する説明書

島根原子力発電所第2号機	柏崎刈羽原子力発電所第7号機	柏崎刈羽原子力発電所第6号機	柏崎刈羽原子力発電所第7号機との比較
	<p>7. 原子炉の安全確保について</p> <p>火災防護に係る審査基準では、火災の影響軽減として系統分離対策を要求するとともに、発電用原子炉施設内の火災によって、安全保護系及び原子炉停止系の作動が要求される場合には、多重化されたそれぞれの系統が同時に機能を失うことなく、原子炉の安全停止が可能である設計であることを要求し、原子炉の安全停止が可能であることを火災影響評価によって確認することを要求している。</p> <p>評価ガイドには、内部火災により原子炉に外乱が及び、かつ、安全保護系、原子炉停止系の作動を要求される場合には、その影響を考慮し、「発電用軽水型原子炉施設の安全評価に関する審査指針」に基づき安全解析を行うとの記載がある。</p> <p>このため、7.1項では、火災に対する原子炉の安全停止対策としての設計について説明する。</p> <p>7.2項では、7.1項に示す設計により、火災が発生しても原子炉の安全停止が達成できることを、火災影響評価として説明する。</p>	<p>7. 原子炉の安全確保について</p> <p>火災防護に係る審査基準では、火災の影響軽減として系統分離対策を要求するとともに、発電用原子炉施設内の火災によって、安全保護系及び原子炉停止系の作動が要求される場合には、多重化されたそれぞれの系統が同時に機能を失うことなく、原子炉の安全停止が可能である設計であることを要求し、原子炉の安全停止が可能であることを火災影響評価によって確認することを要求している。</p> <p>評価ガイドには、内部火災により原子炉に外乱が及び、かつ、安全保護系、原子炉停止系の作動を要求される場合には、その影響を考慮し、「発電用軽水型原子炉施設の安全評価に関する審査指針」に基づき安全解析を行うとの記載がある。</p> <p>このため、7.1項では、火災に対する原子炉の安全停止対策としての設計について説明する。</p> <p>7.2項では、7.1項に示す設計により、火災が発生しても原子炉の安全停止が達成できることを、火災影響評価として説明する。</p>	差異なし 差異なし
	<p>7.1 火災に対する原子炉の安全停止対策</p> <p>柏崎刈羽原子力発電所第7号機の火災に対する原子炉の安全停止対策としての設計を以下に示す。</p>	<p>7.1 火災に対する原子炉の安全停止対策</p> <p>柏崎刈羽原子力発電所第6号機の火災に対する原子炉の安全停止対策としての設計を以下に示す。</p>	表現上の差異 (設備名称の差異) (相違No.1)
	<p>(1) 火災区域又は火災区画に設置される不燃性材料で構成される構築物、系統及び機器を除く全機器の機能喪失を想定した設計</p> <p>発電用原子炉施設内の火災区域又は火災区画に火災が発生し、安全保護系及び原子炉停止系の作動が要求される場合には、火災が発生した火災区域又は火災区画に設置される不燃性材料で構成される構築物、系統及び機器を除く全機器の動的機能喪失を想定しても、「6. 火災の影響軽減対策」に示す</p>	<p>(1) 火災区域又は火災区画に設置される不燃性材料で構成される構築物、系統及び機器を除く全機器の機能喪失を想定した設計</p> <p>発電用原子炉施設内の火災区域又は火災区画に火災が発生し、安全保護系及び原子炉停止系の作動が要求される場合には、火災が発生した火災区域又は火災区画に設置される不燃性材料で構成される構築物、系統及び機器を除く全機器の動的機能喪失を想定しても、「6. 火災の影響軽減対策」に示す</p>	差異なし

青字：柏崎刈羽原子力発電所第7号機と柏崎刈羽原子力発電所第6号機との差異

本資料のうち枠囲みの内容は、当社の機密事項に属すため、又は他社の機密事項を含む可能性があるため公開できません。

先行審査プラントの記載との比較表（VI-1-1-8 発電用原子炉施設の火災防護に関する説明書）

島根原子力発電所第2号機	柏崎刈羽原子力発電所第7号機	柏崎刈羽原子力発電所第6号機	柏崎刈羽原子力発電所第7号機との比較
	<p>火災の影響軽減のための系統分離対策によって、原子炉の安全停止に必要な機能を確保するための手段（以下「成功パス」という。）を少なくとも1つ確保することで、多重化されたそれぞれの系統が同時に機能を失うことなく、原子炉を安全に停止できる設計とする。</p> <p>(2) 設計基準事故等に対処するための機器に单一故障を想定した設計 内部火災により、安全保護系及び原子炉停止系の作動を要求される運転時の異常な過渡変化又は設計基準事故が発生する場合には、「発電用軽水型原子炉施設の安全評価に関する審査指針」に基づき、運転時の異常な過渡変化又は設計基準事故に対処するための機器に单一故障を想定しても、制御盤間の離隔距離、盤内の延焼防止対策又は現場操作によって、多重化されたそれぞれの系統が同時に機能を失うことなく、原子炉の高温停止、低温停止を達成し、維持できる設計とする。</p>	<p>火災の影響軽減のための系統分離対策によって、原子炉の安全停止に必要な機能を確保するための手段（以下「成功パス」という。）を少なくとも1つ確保することで、多重化されたそれぞれの系統が同時に機能を失うことなく、原子炉を安全に停止できる設計とする。</p> <p>(2) 設計基準事故等に対処するための機器に单一故障を想定した設計 内部火災により、安全保護系及び原子炉停止系の作動を要求される運転時の異常な過渡変化又は設計基準事故が発生する場合には、「発電用軽水型原子炉施設の安全評価に関する審査指針」に基づき、運転時の異常な過渡変化又は設計基準事故に対処するための機器に单一故障を想定しても、制御盤間の離隔距離、盤内の延焼防止対策又は現場操作によって、多重化されたそれぞれの系統が同時に機能を失うことなく、原子炉の高温停止、低温停止を達成し、維持できる設計とする。</p>	
	<p>7.2 火災の影響評価 (1) 火災区域又は火災区画に設置される不燃性材料で構成される構築物、系統及び機器を除く全機器の機能喪失を想定した設計に対する評価 評価ガイドを参照し、火災の影響軽減における系統分離対策により、発電用原子炉施設内の火災区域又は火災区画（以下「火災区域（区画）」という。）で火災が発生し、当該火災区域（区画）に設置される不燃性材料で構成される構築物、系統及び機器を除く全機器の機能喪失を想定しても、多重化されたそれぞれの系統が同時に機能を失うことなく、原子炉の安全停止に係わる安全機能が確保されることを火災影響評価にて確認する。 火災影響評価は、火災区域（区画）内の火災荷重</p>	<p>7.2 火災の影響評価 (1) 火災区域又は火災区画に設置される不燃性材料で構成される構築物、系統及び機器を除く全機器の機能喪失を想定した設計に対する評価 評価ガイドを参照し、火災の影響軽減における系統分離対策により、発電用原子炉施設内の火災区域又は火災区画（以下「火災区域（区画）」という。）で火災が発生し、当該火災区域（区画）に設置される不燃性材料で構成される構築物、系統及び機器を除く全機器の機能喪失を想定しても、多重化されたそれぞれの系統が同時に機能を失うことなく、原子炉の安全停止に係わる安全機能が確保されることを火災影響評価にて確認する。 火災影響評価は、火災区域（区画）内の火災荷重</p>	差異なし 差異なし 差異なし

[青字](#)：柏崎刈羽原子力発電所第7号機と柏崎刈羽原子力発電所第6号機との差異

本資料のうち枠囲みの内容は、当社の機密事項に属すため、又は他社の機密事項を含む可能性があるため公開できません。

先行審査プラントの記載との比較表（VI-1-1-8 発電用原子炉施設の火災防護に関する説明書）

島根原子力発電所第2号機	柏崎刈羽原子力発電所第7号機	柏崎刈羽原子力発電所第6号機	柏崎刈羽原子力発電所第7号機との比較
	<p>の増加により、火災荷重から求める等価時間が、火災区域（区画）を構成する壁、防火扉、防火ダンパー及び貫通部シールの耐火時間より大きくなる場合や、設備改造により火災防護対象機器等を設置する火災区域（区画）が変更となる場合には、再評価を実施する。</p> <p>火災影響評価の評価方法及び再評価については、火災防護計画に定めて、管理する。</p> <p>以下、a. 項において評価条件、b. 項において評価方法及びc. 項において評価結果を説明する。</p>	<p>の増加により、火災荷重から求める等価時間が、火災区域（区画）を構成する壁、防火扉、防火ダンパー及び貫通部シールの耐火時間より大きくなる場合や、設備改造により火災防護対象機器等を設置する火災区域（区画）が変更となる場合には、再評価を実施する。</p> <p>火災影響評価の評価方法及び再評価については、火災防護計画に定めて、管理する。</p> <p>以下、a. 項において評価条件、b. 項において評価方法及びc. 項において評価結果を説明する。</p>	差異なし
	<p>a. 評価条件</p> <p>火災影響評価では、各火災区域（区画）内の可燃性物質、機器、ケーブル、隣接する火災区域又は火災区画（以下「隣接火災区域（区画）」という。）等の情報を整理して評価を実施することから、評価の前に火災区域（区画）特性表を、以下の(a)項から(f)項に従って作成する。</p> <p>火災区域（区画）内の資機材の保管状況及び設備の設置状況等に変更がある場合は、火災区域（区画）特性表における等価時間や火災防護対象機器等の設置位置等の更新を行う。</p> <p>火災区域（区画）特性表の作成及び更新については、火災防護計画にて定めて、管理する。</p>	<p>a. 評価条件</p> <p>火災影響評価では、各火災区域（区画）内の可燃性物質、機器、ケーブル、隣接する火災区域又は火災区画（以下「隣接火災区域（区画）」という。）等の情報を整理して評価を実施することから、評価の前に火災区域（区画）特性表を、以下の(a)項から(f)項に従って作成する。</p> <p>火災区域（区画）内の資機材の保管状況及び設備の設置状況等に変更がある場合は、火災区域（区画）特性表における等価時間や火災防護対象機器等の設置位置等の更新を行う。</p> <p>火災区域（区画）特性表の作成及び更新については、火災防護計画にて定めて、管理する。</p>	差異なし 差異なし 差異なし
	<p>(a) 火災区画の特定</p> <p>各火災区域（区画）に対して、以下の情報を整理し、火災区域（区画）特性表に記載する。</p> <p>イ. プラント名</p> <p>ロ. 建屋</p> <p>ハ. 火災区域（区画）番号</p>	<p>(a) 火災区画の特定</p> <p>各火災区域（区画）に対して、以下の情報を整理し、火災区域（区画）特性表に記載する。</p> <p>イ. プラント名</p> <p>ロ. 建屋</p> <p>ハ. 火災区域（区画）番号</p>	差異なし

[青字](#)：柏崎刈羽原子力発電所第7号機と柏崎刈羽原子力発電所第6号機との差異

本資料のうち枠囲みの内容は、当社の機密事項に属すため、又は他社の機密事項を含む可能性があるため公開できません。

先行審査プラントの記載との比較表（VI-1-1-8 発電用原子炉施設の火災防護に関する説明書）

島根原子力発電所第2号機	柏崎刈羽原子力発電所第7号機	柏崎刈羽原子力発電所第6号機	柏崎刈羽原子力発電所第7号機との比較
	<p>(b) 火災区域（区画）にある火災ハザードの特定 各火災区域（区画）内に存在する火災ハザードを整理し、火災区域（区画）特性表に記載する。</p> <p>イ. 火災区域内の火災区画番号、名称 ロ. 床面積 ハ. 発熱量 ニ. 火災荷重 ホ. 等価時間</p>	<p>(b) 火災区域（区画）にある火災ハザードの特定 各火災区域（区画）内に存在する火災ハザードを整理し、火災区域（区画）特性表に記載する。</p> <p>イ. 火災区域内の火災区画番号、名称 ロ. 床面積 ハ. 発熱量 ニ. 火災荷重 ホ. 等価時間</p>	差異なし
	<p>(c) 火災区域（区画）にある防火設備 火災影響評価では、評価する火災区域（区画）における系統分離対策が実施されていることを確認することから、火災区域（区画）内の防火設備と消火方法を整理し、火災区域（区画）特性表に記載するとともに、火災区域（区画）内の火災感知器も記載する。</p>	<p>(c) 火災区域（区画）にある防火設備 火災影響評価では、評価する火災区域（区画）における系統分離対策が実施されていることを確認することから、火災区域（区画）内の防火設備と消火方法を整理し、火災区域（区画）特性表に記載するとともに、火災区域（区画）内の火災感知器も記載する。</p>	差異なし
	<p>(d) 隣接火災区域（区画）への火災伝播経路 火災伝播評価を行うために、各火災区域（区画）と隣接火災区域（区画）との火災伝播経路を調査し、火災区域（区画）特性表に記載する。 なお、隣接火災区域（区画）は、火災を想定する当該火災区域（区画）の一部でも壁が接している火災区域（区画）を選定する。</p> <p>イ. 隣接火災区域（区画）番号 ロ. 隣接火災区域内の火災区画番号、名称 ハ. 火災伝播経路 ニ. 耐火壁の耐火時間 ホ. 伝播の可能性</p>	<p>(d) 隣接火災区域（区画）への火災伝播経路 火災伝播評価を行うために、各火災区域（区画）と隣接火災区域（区画）との火災伝播経路を調査し、火災区域（区画）特性表に記載する。 なお、隣接火災区域（区画）は、火災を想定する当該火災区域（区画）の一部でも壁が接している火災区域（区画）を選定する。</p> <p>イ. 隣接火災区域（区画）番号 ロ. 隣接火災区域内の火災区画番号、名称 ハ. 火災伝播経路 ニ. 耐火壁の耐火時間 ホ. 伝播の可能性</p>	差異なし 差異なし
	<p>(e) 火災により影響を受ける火災防護対象機器の特定 「6.2(1) 火災防護対象機器等の選定」で選定した火災防護対象機器を、当該火災区域（区画）の火</p>	<p>(e) 火災により影響を受ける火災防護対象機器の特定 「6.2(1) 火災防護対象機器等の選定」で選定した火災防護対象機器を、当該火災区域（区画）の火</p>	差異なし

[青字](#)：柏崎刈羽原子力発電所第7号機と柏崎刈羽原子力発電所第6号機との差異

本資料のうち枠囲みの内容は、当社の機密事項に属すため、又は他社の機密事項を含む可能性があるため公開できません。

先行審査プラントの記載との比較表（VI-1-1-8 発電用原子炉施設の火災防護に関する説明書）

島根原子力発電所第2号機	柏崎刈羽原子力発電所第7号機	柏崎刈羽原子力発電所第6号機	柏崎刈羽原子力発電所第7号機との比較
	<p>災により影響を受けるものとして、火災区域（区画）特性表に記載する。</p> <p>(f) 火災防護対象ケーブルの特定 (e) 項で特定した火災防護対象機器の電源、制御、計装ケーブルである火災防護対象ケーブルを、火災区域（区画）特性表に記載する。 火災影響評価では、成功バスが少なくとも一つ確保されるか否かを評価するが、その際に、ポンプや弁等の火災防護対象機器の機能喪失を想定することに加え、火災防護対象ケーブルの断線等も想定して火災影響評価を行うことから、火災防護対象ケーブルが通過する火災区域（区画）を調査し、火災区域（区画）特性表に記載する。</p> <p>b. 評価方法 評価ガイドを参照して実施する火災影響評価では、火災区域（区画）の火災を想定し、隣接火災区域（区画）に火災の影響が及ぶ場合には、隣接火災区域（区画）も含んで火災影響評価を行う必要がある。 このため、火災影響評価を実施する前に、当該火災区域（区画）に火災を想定した場合の隣接火災区域（区画）への影響を評価する火災伝播評価を実施する。 火災伝播評価の結果、隣接火災区域（区画）に影響を与えない火災区域（区画）に対する評価及び隣接火災区域（区画）に影響を与える火災区域（区画）に対する評価を実施する方法で火災影響評価を実施する。 以下(a)項に火災伝播評価の方法、(b)項に火災区域（区画）に対する火災影響評価の方法を示す。</p>	<p>災により影響を受けるものとして、火災区域（区画）特性表に記載する。</p> <p>(f) 火災防護対象ケーブルの特定 (e) 項で特定した火災防護対象機器の電源、制御、計装ケーブルである火災防護対象ケーブルを、火災区域（区画）特性表に記載する。 火災影響評価では、成功バスが少なくとも一つ確保されるか否かを評価するが、その際に、ポンプや弁等の火災防護対象機器の機能喪失を想定することに加え、火災防護対象ケーブルの断線等も想定して火災影響評価を行うことから、火災防護対象ケーブルが通過する火災区域（区画）を調査し、火災区域（区画）特性表に記載する。</p> <p>b. 評価方法 評価ガイドを参照して実施する火災影響評価では、火災区域（区画）の火災を想定し、隣接火災区域（区画）に火災の影響が及ぶ場合には、隣接火災区域（区画）も含んで火災影響評価を行う必要がある。 このため、火災影響評価を実施する前に、当該火災区域（区画）に火災を想定した場合の隣接火災区域（区画）への影響を評価する火災伝播評価を実施する。 火災伝播評価の結果、隣接火災区域（区画）に影響を与えない火災区域（区画）に対する評価及び隣接火災区域（区画）に影響を与える火災区域（区画）に対する評価を実施する方法で火災影響評価を実施する。 以下(a)項に火災伝播評価の方法、(b)項に火災区域（区画）に対する火災影響評価の方法を示す。</p>	

[青字](#)：柏崎刈羽原子力発電所第7号機と柏崎刈羽原子力発電所第6号機との差異

本資料のうち枠囲みの内容は、当社の機密事項に属すため、又は他社の機密事項を含む可能性があるため公開できません。

先行審査プラントの記載との比較表（VI-1-1-8）
発電用原子炉施設の火災防護に関する説明書

島根原子力発電所第2号機	柏崎刈羽原子力発電所第7号機	柏崎刈羽原子力発電所第6号機	柏崎刈羽原子力発電所第7号機との比較
	<p>(a) 火災伝播評価</p> <p>当該火災区域（区画）に火災を想定した場合に、隣接火災区域（区画）へ影響を与えるか否かを評価する火災伝播評価の方法を以下に示す。（図7-1）</p> <p>イ. 隣接火災区域（区画）に影響を与えない火災区域（区画）</p> <p>隣接火災区域（区画）との境界の障壁に開口がなく、かつ、当該火災区域（区画）の等価時間が、火災区域を構成する障壁の耐火能力より小さければ、隣接火災区域（区画）への影響はないことから、当該火災区域（区画）は、隣接火災区域（区画）に影響を与えない火災区域（区画）として選定する。</p> <p>ロ. 隣接火災区域（区画）に影響を与える火災区域（区画）</p> <p>隣接火災区域（区画）との境界の障壁に開口があるか、又は、当該火災区域（区画）の等価時間が、火災区域を構成する障壁の耐火能力より大きい場合は、隣接火災区域（区画）に影響を与える可能性があることから、隣接火災区域（区画）に影響を与える火災区域（区画）として選定する。</p>	<p>(a) 火災伝播評価</p> <p>当該火災区域（区画）に火災を想定した場合に、隣接火災区域（区画）へ影響を与えるか否かを評価する火災伝播評価の方法を以下に示す。（図7-1）</p> <p>イ. 隣接火災区域（区画）に影響を与えない火災区域（区画）</p> <p>隣接火災区域（区画）との境界の障壁に開口がなく、かつ、当該火災区域（区画）の等価時間が、火災区域を構成する障壁の耐火能力より小さければ、隣接火災区域（区画）への影響はないことから、当該火災区域（区画）は、隣接火災区域（区画）に影響を与えない火災区域（区画）として選定する。</p> <p>ロ. 隣接火災区域（区画）に影響を与える火災区域（区画）</p> <p>隣接火災区域（区画）との境界の障壁に開口があるか、又は、当該火災区域（区画）の等価時間が、火災区域を構成する障壁の耐火能力より大きい場合は、隣接火災区域（区画）に影響を与える可能性があることから、隣接火災区域（区画）に影響を与える火災区域（区画）として選定する。</p>	差異なし
	<p>(b) 火災区域（区画）に対する火災影響評価</p> <p>(a)項に示す火災伝播評価によって選定された隣接火災区域（区画）に影響を与えない火災区域（区画）及び隣接火災区域（区画）に影響を与える火災区域（区画）に対する火災影響評価の方法を、以下のイ.項及びロ.項に示す。</p>	<p>(b) 火災区域（区画）に対する火災影響評価</p> <p>(a)項に示す火災伝播評価によって選定された隣接火災区域（区画）に影響を与えない火災区域（区画）及び隣接火災区域（区画）に影響を与える火災区域（区画）に対する火災影響評価の方法を、以下のイ.項及びロ.項に示す。</p>	差異なし
	<p>イ. 隣接火災区域（区画）に影響を与えない火災区域（区画）</p> <p>隣接火災区域（区画）に影響を与えない火災区域（区画）について、不燃性材料で構成される構築物、</p>	<p>イ. 隣接火災区域（区画）に影響を与えない火災区域（区画）</p> <p>隣接火災区域（区画）に影響を与えない火災区域（区画）について、不燃性材料で構成される構築物、</p>	差異なし

[青字](#)：柏崎刈羽原子力発電所第7号機と柏崎刈羽原子力発電所第6号機との差異

本資料のうち枠囲みの内容は、当社の機密事項に属すため、又は他社の機密事項を含む可能性があるため公開できません。

先行審査プラントの記載との比較表（VI-1-1-8 発電用原子炉施設の火災防護に関する説明書）

島根原子力発電所第2号機	柏崎刈羽原子力発電所第7号機	柏崎刈羽原子力発電所第6号機	柏崎刈羽原子力発電所第7号機との比較
	<p>系統及び機器を除く全機器の機能喪失を想定しても、原子炉の安全停止に必要な成功パスが少なくとも一つ確保される場合は、原子炉の安全停止に影響を与えない。</p> <p>上記条件を満足しない当該火災区域（区画）は、系統分離対策を行うことで、原子炉の安全停止が可能となる。</p> <p>当該火災区域（区画）内に設置される不燃性材料で構成される構築物、系統及び機器を除く全機器の機能喪失を想定した場合に、原子炉の安全停止に影響を与えるか否かを確認する手順を、以下の(イ)項から(ニ)項に示す。（図7-2）</p> <p>(イ) 成功パス確認一覧表の作成</p> <p>当該火災区域（区画）に対し、系統の多重性及び多様性を踏まえ、原子炉の安全停止に必要な系統、機器の組合せを整理した成功パス確認一覧表を作成する。</p> <p>(ロ) 成功パスの確認</p> <p>当該火災区域（区画）に設置される不燃性材料で構成される構築物、系統及び機器を除く全機器の機能喪失を想定した場合に、機能喪失する火災防護対象機器及び火災防護対象ケーブル（以下「ターゲット」という。）を成功パス確認一覧表に記載し、原子炉の安全停止に必要な機能が維持されるか否かを確認する。</p> <p>原子炉の安全停止に必要な機能を持つ系統を表7-1に示す。</p> <p>(ハ) スクリーンアウトされる火災区域（区画）</p> <p>上記(ロ)項において、原子炉の安全停止に必要な成功パスが少なくとも一つ確保される火災区域（区画）は、当該火災区域（区画）に火災を想定しても原子炉の安全停止に影響を与えないこ</p>	<p>系統及び機器を除く全機器の機能喪失を想定しても、原子炉の安全停止に必要な成功パスが少なくとも一つ確保される場合は、原子炉の安全停止に影響を与えない。</p> <p>上記条件を満足しない当該火災区域（区画）は、系統分離対策を行うことで、原子炉の安全停止が可能となる。</p> <p>当該火災区域（区画）内に設置される不燃性材料で構成される構築物、系統及び機器を除く全機器の機能喪失を想定した場合に、原子炉の安全停止に影響を与えるか否かを確認する手順を、以下の(イ)項から(ニ)項に示す。（図7-2）</p> <p>(イ) 成功パス確認一覧表の作成</p> <p>当該火災区域（区画）に対し、系統の多重性及び多様性を踏まえ、原子炉の安全停止に必要な系統、機器の組合せを整理した成功パス確認一覧表を作成する。</p> <p>(ロ) 成功パスの確認</p> <p>当該火災区域（区画）に設置される不燃性材料で構成される構築物、系統及び機器を除く全機器の機能喪失を想定した場合に、機能喪失する火災防護対象機器及び火災防護対象ケーブル（以下「ターゲット」という。）を成功パス確認一覧表に記載し、原子炉の安全停止に必要な機能が維持されるか否かを確認する。</p> <p>原子炉の安全停止に必要な機能を持つ系統を表7-1に示す。</p> <p>(ハ) スクリーンアウトされる火災区域（区画）</p> <p>上記(ロ)項において、原子炉の安全停止に必要な成功パスが少なくとも一つ確保される火災区域（区画）は、当該火災区域（区画）に火災を想定しても原子炉の安全停止に影響を与えないこ</p>	<p>差異なし</p> <p>差異なし</p> <p>差異なし</p> <p>差異なし</p> <p>差異なし</p> <p>差異なし</p>

[青字](#)：柏崎刈羽原子力発電所第7号機と柏崎刈羽原子力発電所第6号機との差異

本資料のうち枠囲みの内容は、当社の機密事項に属すため、又は他社の機密事項を含む可能性があるため公開できません。

先行審査プラントの記載との比較表（VI-1-1-8）
発電用原子炉施設の火災防護に関する説明書

島根原子力発電所第2号機	柏崎刈羽原子力発電所第7号機	柏崎刈羽原子力発電所第6号機	柏崎刈羽原子力発電所第7号機との比較
	<p>とから、スクリーンアウトする火災区域（区画）とする。</p> <p>(二) スクリーンアウトされない火災区域（区画） 上記(ロ)項において、原子炉の安全停止に必要な成功パスが確保されない当該火災区域（区画）は、当該火災区域（区画）の火災を想定すると、原子炉の安全停止に影響を与える可能性がある。 このため、当該火災区域（区画）において、詳細な火災影響評価として、「6. 火災の影響軽減対策」に示す系統分離対策を実施することを確認する。 なお、原子炉の安全停止に必要な成功パスが確保されない場合は、追加の火災防護対策を実施し、原子炉の安全停止に必要な成功パスを少なくとも一つ確保する。</p> <p>ロ. 隣接火災区域（区画）に影響を与える火災区域（区画） 隣接火災区域（区画）に影響を与える火災区域（区画）は、当該火災区域（区画）及び隣接火災区域（区画）（以下「隣接2区域（区画）」という。）に設置される不燃性材料で構成される構築物、系統及び機器を除く全機器の機能喪失を想定しても、原子炉の安全停止に必要な成功パスが少なくとも一つ確保される場合は、原子炉の安全停止に影響を与えない。上記条件を満足しない隣接2区域（区画）は、系統分離対策を行うことで、原子炉の安全停止が可能となる。 隣接2区域（区画）に設置される不燃性材料で構成される構築物、系統及び機器を除く全機器の機能喪失を想定しても、原子炉の安全停止に影響を与えないことを確認する手順を、以下の(イ)項から(ニ)項に示す。（図7-3）</p>	<p>とから、スクリーンアウトする火災区域（区画）とする。</p> <p>(二) スクリーンアウトされない火災区域（区画） 上記(ロ)項において、原子炉の安全停止に必要な成功パスが確保されない当該火災区域（区画）は、当該火災区域（区画）の火災を想定すると、原子炉の安全停止に影響を与える可能性がある。 このため、当該火災区域（区画）において、詳細な火災影響評価として、「6. 火災の影響軽減対策」に示す系統分離対策を実施することを確認する。 なお、原子炉の安全停止に必要な成功パスが確保されない場合は、追加の火災防護対策を実施し、原子炉の安全停止に必要な成功パスを少なくとも一つ確保する。</p> <p>ロ. 隣接火災区域（区画）に影響を与える火災区域（区画） 隣接火災区域（区画）に影響を与える火災区域（区画）は、当該火災区域（区画）及び隣接火災区域（区画）（以下「隣接2区域（区画）」という。）に設置される不燃性材料で構成される構築物、系統及び機器を除く全機器の機能喪失を想定しても、原子炉の安全停止に必要な成功パスが少なくとも一つ確保される場合は、原子炉の安全停止に影響を与えない。上記条件を満足しない隣接2区域（区画）は、系統分離対策を行うことで、原子炉の安全停止が可能となる。 隣接2区域（区画）に設置される不燃性材料で構成される構築物、系統及び機器を除く全機器の機能喪失を想定しても、原子炉の安全停止に影響を与えないことを確認する手順を、以下の(イ)項から(ニ)項に示す。（図7-3）</p>	<p>差異なし</p> <p>差異なし</p> <p>差異なし</p>

[青字](#)：柏崎刈羽原子力発電所第7号機と柏崎刈羽原子力発電所第6号機との差異

本資料のうち枠囲みの内容は、当社の機密事項に属すため、又は他社の機密事項を含む可能性があるため公開できません。

先行審査プラントの記載との比較表（VI-1-1-8） 発電用原子炉施設の火災防護に関する説明書

島根原子力発電所第2号機	柏崎刈羽原子力発電所第7号機	柏崎刈羽原子力発電所第6号機	柏崎刈羽原子力発電所第7号機との比較
	<p>(イ) 隣接2区域（区画）のターゲットの確認 隣接2区域（区画）のターゲットを確認し、以下のiからivに分類する。</p> <p>i. 当該火災区域（区画）及び隣接火災区域（区画）にターゲットが存在する場合</p> <p>ii. 当該火災区域（区画）はターゲットが存在するが隣接火災区域（区画）にはターゲットが存在しない場合</p> <p>iii. 当該火災区域（区画）はターゲットが存在しないが隣接火災区域（区画）にターゲットが存在する場合</p> <p>iv. 当該火災区域（区画）及び隣接火災区域（区画）にターゲットが存在しない場合</p> <p>(ロ) 成功パスの確認 上記(イ)項で実施した分類に応じて、原子炉の安全停止に必要な機能が維持されるか否かを以下のi.項からiv.項のとおり確認する。 確認に当たっては、「(b)イ(ロ) 成功パスの確認」と同様に行う。</p> <p>i. 当該火災区域（区画）及び隣接火災区域（区画）にターゲットが存在する場合 隣接2区域（区画）のターゲットが全喪失しても、少なくとも1つの成功パスが確保されるか否かを確認する。</p> <p>ii. 当該火災区域（区画）はターゲットが存在するが隣接火災区域（区画）にはターゲットが存在しない場合 当該火災区域（区画）のターゲットが全喪失して</p>	<p>(イ) 隣接2区域（区画）のターゲットの確認 隣接2区域（区画）のターゲットを確認し、以下のiからivに分類する。</p> <p>i. 当該火災区域（区画）及び隣接火災区域（区画）にターゲットが存在する場合</p> <p>ii. 当該火災区域（区画）はターゲットが存在するが隣接火災区域（区画）にはターゲットが存在しない場合</p> <p>iii. 当該火災区域（区画）はターゲットが存在しないが隣接火災区域（区画）にターゲットが存在する場合</p> <p>iv. 当該火災区域（区画）及び隣接火災区域（区画）にターゲットが存在しない場合</p> <p>(ロ) 成功パスの確認 上記(イ)項で実施した分類に応じて、原子炉の安全停止に必要な機能が維持されるか否かを以下のi.項からiv.項のとおり確認する。 確認に当たっては、「(b)イ(ロ) 成功パスの確認」と同様に行う。</p> <p>i. 当該火災区域（区画）及び隣接火災区域（区画）にターゲットが存在する場合 隣接2区域（区画）のターゲットが全喪失しても、少なくとも1つの成功パスが確保されるか否かを確認する。</p> <p>ii. 当該火災区域（区画）はターゲットが存在するが隣接火災区域（区画）にはターゲットが存在しない場合 当該火災区域（区画）のターゲットが全喪失して</p>	<p>差異なし</p> <p>差異なし</p> <p>差異なし</p> <p>差異なし</p> <p>差異なし</p> <p>差異なし</p> <p>差異なし</p> <p>差異なし</p> <p>差異なし</p>

先行審査プラントの記載との比較表（VI-1-1-8 発電用原子炉施設の火災防護に関する説明書）

島根原子力発電所第2号機	柏崎刈羽原子力発電所第7号機	柏崎刈羽原子力発電所第6号機	柏崎刈羽原子力発電所第7号機との比較
	<p>も、少なくとも1つの成功パスが確保されるか否かを確認する。</p> <p>iii. 当該火災区域（区画）はターゲットが存在しないが隣接火災区域（区画）にターゲットが存在する場合 隣接火災区域（区画）のターゲットが全喪失しても、少なくとも1つの成功パスが確保されるか否かを確認する。</p> <p>iv. 当該火災区域（区画）及び隣接火災区域（区画）にターゲットが存在しない場合 この場合は、隣接2区域（区画）に設置される不燃性材料で構成される構築物、系統及び機器を除く全機器の機能喪失を想定しても、原子炉の安全停止に必要な成功パスが少なくとも一つ確保される。</p> <p>(ハ) スクリーンアウトされる火災区域（区画） 上記(ロ)i.項からiii.項において、原子炉の安全停止に必要な成功パスが少なくとも一つ確保される火災区域（区画）は、当該及び隣接火災区域（区画）に火災を想定しても、原子炉の安全停止に影響を与えないことから、スクリーンアウトする火災区域（区画）とする。 また、上記(ロ)iv.項の場合も、当該火災区域（区画）に火災を想定しても、原子炉の安全停止に影響を与えないことからスクリーンアウトする火災区域（区画）とする。</p> <p>(ニ) スクリーンアウトされない火災区域（区画） 上記(ロ)i.項からiii.項において、原子炉の安全停止に必要な成功パスが確保されない火災区域（区画）は、当該火災区域（区画）の火災を想定すると、原子炉の安全停止に影響を与える可能性がある。</p>	<p>も、少なくとも1つの成功パスが確保されるか否かを確認する。</p> <p>iii. 当該火災区域（区画）はターゲットが存在しないが隣接火災区域（区画）にターゲットが存在する場合 隣接火災区域（区画）のターゲットが全喪失しても、少なくとも1つの成功パスが確保されるか否かを確認する。</p> <p>iv. 当該火災区域（区画）及び隣接火災区域（区画）にターゲットが存在しない場合 この場合は、隣接2区域（区画）に設置される不燃性材料で構成される構築物、系統及び機器を除く全機器の機能喪失を想定しても、原子炉の安全停止に必要な成功パスが少なくとも一つ確保される。</p> <p>(ハ) スクリーンアウトされる火災区域（区画） 上記(ロ)i.項からiii.項において、原子炉の安全停止に必要な成功パスが少なくとも一つ確保される火災区域（区画）は、当該及び隣接火災区域（区画）に火災を想定しても、原子炉の安全停止に影響を与えないことから、スクリーンアウトする火災区域（区画）とする。 また、上記(ロ)iv.項の場合も、当該火災区域（区画）に火災を想定しても、原子炉の安全停止に影響を与えないことからスクリーンアウトする火災区域（区画）とする。</p> <p>(ニ) スクリーンアウトされない火災区域（区画） 上記(ロ)i.項からiii.項において、原子炉の安全停止に必要な成功パスが確保されない火災区域（区画）は、当該火災区域（区画）の火災を想定すると、原子炉の安全停止に影響を与える可能性がある。</p>	<p>差異なし</p> <p>差異なし</p> <p>差異なし</p> <p>差異なし</p>

[青字](#)：柏崎刈羽原子力発電所第7号機と柏崎刈羽原子力発電所第6号機との差異

本資料のうち枠囲みの内容は、当社の機密事項に属すため、又は他社の機密事項を含む可能性があるため公開できません。

先行審査プラントの記載との比較表（VI-1-1-8）
発電用原子炉施設の火災防護に関する説明書

島根原子力発電所第2号機	柏崎刈羽原子力発電所第7号機	柏崎刈羽原子力発電所第6号機	柏崎刈羽原子力発電所第7号機との比較
	<p>このため、当該火災区域（区画）において、詳細な火災影響評価として、以下に示すとおり「6. 火災の影響軽減対策」に示す系統分離対策を実施することを確認する。</p> <p>原子炉の安全停止に必要な成功バスが確保されない場合は、追加の火災防護対策を実施し、原子炉の安全停止に必要な成功バスを少なくとも一つ確保する。</p> <p>i. 当該火災区域（区画）及び隣接火災区域（区画）にターゲットが存在する場合 当該火災区域（区画）及び隣接火災区域（区画）内のターゲットの系統分離対策</p> <p>ii. 当該火災区域（区画）はターゲットが存在するが隣接火災区域（区画）にはターゲットが存在しない場合 当該火災区域（区画）内のターゲットの系統分離対策</p> <p>iii. 当該火災区域（区画）はターゲットが存在しないが隣接火災区域（区画）にターゲットが存在する場合 隣接火災区域（区画）内のターゲットの系統分離対策</p> <p>c. 評価結果 b. 項に示す評価方法に従い火災影響評価を実施した結果、「6. 火災の影響軽減対策」の系統分離対策を実施する7.1(1)項に示す設計により、発電用原子炉施設内で火災が発生しても、原子炉の安全停止に係わる安全機能は確保される。 以下(a)項に火災伝播評価結果、(b)項に隣接火災区域（区画）に影響を与えない火災区域（区画）に</p>	<p>このため、当該火災区域（区画）において、詳細な火災影響評価として、以下に示すとおり「6. 火災の影響軽減対策」に示す系統分離対策を実施することを確認する。</p> <p>原子炉の安全停止に必要な成功バスが確保されない場合は、追加の火災防護対策を実施し、原子炉の安全停止に必要な成功バスを少なくとも一つ確保する。</p> <p>i. 当該火災区域（区画）及び隣接火災区域（区画）にターゲットが存在する場合 当該火災区域（区画）及び隣接火災区域（区画）内のターゲットの系統分離対策</p> <p>ii. 当該火災区域（区画）はターゲットが存在するが隣接火災区域（区画）にはターゲットが存在しない場合 当該火災区域（区画）内のターゲットの系統分離対策</p> <p>iii. 当該火災区域（区画）はターゲットが存在しないが隣接火災区域（区画）にターゲットが存在する場合 隣接火災区域（区画）内のターゲットの系統分離対策</p> <p>c. 評価結果 b. 項に示す評価方法に従い火災影響評価を実施した結果、「6. 火災の影響軽減対策」の系統分離対策を実施する7.1(1)項に示す設計により、発電用原子炉施設内で火災が発生しても、原子炉の安全停止に係わる安全機能は確保される。</p> <p>以下(a)項に火災伝播評価結果、(b)項に隣接火災区域（区画）に影響を与えない火災区域（区画）に</p>	<p>差異なし</p> <p>差異なし</p> <p>差異なし</p> <p>差異なし</p> <p>差異なし</p> <p>差異なし</p> <p>差異なし</p> <p>差異なし</p>

[青字](#)：柏崎刈羽原子力発電所第7号機と柏崎刈羽原子力発電所第6号機との差異

本資料のうち枠囲みの内容は、当社の機密事項に属すため、又は他社の機密事項を含む可能性があるため公開できません。

先行審査プラントの記載との比較表（VI-1-1-8 発電用原子炉施設の火災防護に関する説明書）

島根原子力発電所第2号機	柏崎刈羽原子力発電所第7号機	柏崎刈羽原子力発電所第6号機	柏崎刈羽原子力発電所第7号機との比較
	<p>対する火災影響評価の結果を示す。</p> <p>(a) 火災伝播評価 「b. 評価方法」の(a)項に示す当該火災区域(区画)に火災を想定した場合に、隣接火災区域(区画)へ影響を与えるか否かを評価する火災伝播評価を実施した。 その結果、隣接火災区域(区画)に影響を与える火災区域(区画)が存在する事を確認した。 (表7-2)</p> <p>(b) 隣接火災区域(区画)に影響を与えない火災区域(区画)に対する火災影響評価 隣接火災区域(区画)に影響を与えない火災区域(区画)に対して、b.(b)イ. (ロ)項に示すとおり、当該火災区域(区画)に設置される不燃性材料で構成される構築物、系統及び機器を除く全機器の機能喪失を想定しても原子炉の安全停止に必要な機能が確保されるか否かを確認した。成功パス確認一覧表を表7-3に示す。 成功パス確認一覧表において、成功パスが少なくとも1つ確保される火災区域(区画)は、b.(b)イ. (ハ)項に示すとおり、スクリーンアウトする火災区域(区画)とした。 成功パスが確保されない火災区域(区画)は、b.(b)イ. (ニ)項に示すとおり、スクリーンアウトされない火災区域(区画)として、詳細な火災影響評価を実施し、「6. 火災の影響軽減対策」に示す火災の影響軽減のための系統分離対策が実施されていることを確認した。 以上より隣接火災区域(区画)に影響を与えない火災区域(区画)は、火災区域(区画)に設置される不燃性材料で構成される構築物、系統及び機器を除く全機器の機能喪失を想定しても、原子炉の安全</p>	<p>対する火災影響評価の結果を示す。</p> <p>(a) 火災伝播評価 「b. 評価方法」の(a)項に示す当該火災区域(区画)に火災を想定した場合に、隣接火災区域(区画)へ影響を与えるか否かを評価する火災伝播評価を実施した。 その結果、隣接火災区域(区画)に影響を与える火災区域(区画)が存在する事を確認した。 (表7-2)</p> <p>(b) 隣接火災区域(区画)に影響を与えない火災区域(区画)に対する火災影響評価 隣接火災区域(区画)に影響を与えない火災区域(区画)に対して、b.(b)イ. (ロ)項に示すとおり、当該火災区域(区画)に設置される不燃性材料で構成される構築物、系統及び機器を除く全機器の機能喪失を想定しても原子炉の安全停止に必要な機能が確保されるか否かを確認した。成功パス確認一覧表を表7-3に示す。 成功パス確認一覧表において、成功パスが少なくとも1つ確保される火災区域(区画)は、b.(b)イ. (ハ)項に示すとおり、スクリーンアウトする火災区域(区画)とした。 成功パスが確保されない火災区域(区画)は、b.(b)イ. (ニ)項に示すとおり、スクリーンアウトされない火災区域(区画)として、詳細な火災影響評価を実施し、「6. 火災の影響軽減対策」に示す火災の影響軽減のための系統分離対策が実施されていることを確認した。 以上より隣接火災区域(区画)に影響を与えない火災区域(区画)は、火災区域(区画)に設置される不燃性材料で構成される構築物、系統及び機器を除く全機器の機能喪失を想定しても、原子炉の安全</p>	<p>差異なし</p> <p>差異なし</p> <p>差異なし</p> <p>差異なし</p>

先行審査プラントの記載との比較表（VI-1-1-8 発電用原子炉施設の火災防護に関する説明書）

島根原子力発電所第2号機	柏崎刈羽原子力発電所第7号機	柏崎刈羽原子力発電所第6号機	柏崎刈羽原子力発電所第7号機との比較
	<p>停止が可能であることを確認した。</p> <p>(c) 隣接火災区域(区画)に影響を与える火災区域(区画)に対する火災影響評価</p> <p>隣接火災区域(区画)に影響を与える火災区域(区画)について、a. (b) ロ. (ロ)項に示すとおり、当該火災区域(区画)に設置される不燃性材料で構成される構築物、系統及び機器を除く全機器の機能喪失を想定しても原子炉の安全停止に必要な機能が確保されるか否かを確認した。火災影響評価結果を表7-3, 7-4に示す。</p> <p>成功バスが確保されない火災区域(区画)はa. (b) ロ. (二)項に示すとおり、スクリーンアウトされない火災区域(区画)として、詳細な火災影響評価を実施し、「6. 火災の影響軽減対策」に示す火災の影響軽減のための系統分離対策が実施されていることを確認した。確認結果を表7-5に示す。</p> <p>以上より隣接火災区域(区画)に影響を与える火災区域(区画)は、火災区域(区画)に設置される不燃性材料で構成される構築物、系統及び機器を除く全機器の機能喪失を想定しても、原子炉の安全停止が可能であることを確認した。</p> <p>(2) 対処系に单一故障を想定した設計に対する評価</p> <p>内部火災により原子炉に外乱が及び、かつ、安全保護系及び原子炉停止系の作動を要求される運転時の異常な過渡変化又は設計基準事故が発生する可能性があるため、「発電用軽水型原子炉施設の安全評価に関する審査指針」（以下「安全評価審査指針」という。）に基づき、対処系に対し单一故障を想定しても、事象が収束して原子炉は支障なく低温停止に移行できることを確認する。</p> <p>以下、a. 項において評価条件、b. 項において評価方法及びc. 項において評価結果を説明する。</p>	<p>停止が可能であることを確認した。</p> <p>(c) 隣接火災区域(区画)に影響を与える火災区域(区画)に対する火災影響評価</p> <p>隣接火災区域(区画)に影響を与える火災区域(区画)について、a. (b) ロ. (ロ)項に示すとおり、当該火災区域(区画)に設置される不燃性材料で構成される構築物、系統及び機器を除く全機器の機能喪失を想定しても原子炉の安全停止に必要な機能が確保されるか否かを確認した。火災影響評価結果を表7-3, 7-4に示す。</p> <p>成功バスが確保されない火災区域(区画)はa. (b) ロ. (二)項に示すとおり、スクリーンアウトされない火災区域(区画)として、詳細な火災影響評価を実施し、「6. 火災の影響軽減対策」に示す火災の影響軽減のための系統分離対策が実施されていることを確認した。確認結果を表7-5に示す。</p> <p>以上より隣接火災区域(区画)に影響を与える火災区域(区画)は、火災区域(区画)に設置される不燃性材料で構成される構築物、系統及び機器を除く全機器の機能喪失を想定しても、原子炉の安全停止が可能であることを確認した。</p> <p>(2) 対処系に单一故障を想定した設計に対する評価</p> <p>内部火災により原子炉に外乱が及び、かつ、安全保護系及び原子炉停止系の作動を要求される運転時の異常な過渡変化又は設計基準事故が発生する可能性があるため、「発電用軽水型原子炉施設の安全評価に関する審査指針」（以下「安全評価審査指針」という。）に基づき、対処系に対し单一故障を想定しても、事象が収束して原子炉は支障なく低温停止に移行できることを確認する。</p> <p>以下、a. 項において評価条件、b. 項において評価方法及びc. 項において評価結果を説明する。</p>	<p>差異なし</p> <p>差異なし</p> <p>差異なし</p> <p>差異なし</p>

[青字](#)：柏崎刈羽原子力発電所第7号機と柏崎刈羽原子力発電所第6号機との差異

本資料のうち枠囲みの内容は、当社の機密事項に属すため、又は他社の機密事項を含む可能性があるため公開できません。

先行審査プラントの記載との比較表（VI-1-1-8 発電用原子炉施設の火災防護に関する説明書）

島根原子力発電所第2号機	柏崎刈羽原子力発電所第7号機	柏崎刈羽原子力発電所第6号機	柏崎刈羽原子力発電所第7号機との比較
	<p>a. 評価条件</p> <p>対処系に单一故障を想定した設計に対する評価における条件を、以下の(a)項及び(b)項に示す。</p> <p>(a) 火災影響評価における運転時の異常な過渡変化及び設計基準事故の条件は、安全評価審査指針に示される条件を用いる。</p> <p>(b) (a)項に示す条件とは異なる火災影響評価特有の条件は、以下に示すものとする。</p> <p>イ. 電動弁は、遮断器に接続される制御ケーブルが、火災の影響による誤信号で、当該系統の機能を考慮し、厳しい方向に動作するものとする。</p> <p>ロ. 空気作動弁は、電磁弁に接続される制御ケーブルが、火災の影響による誤信号で、当該系統の機能を考慮し、厳しい方向に動作するものとする。</p> <p>ハ. 電動補機は、遮断器に接続される制御ケーブルが、火災の影響による誤信号で、当該系統の機能を考慮し、厳しい方向に起動又は停止するものとする。</p>	<p>a. 評価条件</p> <p>対処系に单一故障を想定した設計に対する評価における条件を、以下の(a)項及び(b)項に示す。</p> <p>(a) 火災影響評価における運転時の異常な過渡変化及び設計基準事故の条件は、安全評価審査指針に示される条件を用いる。</p> <p>(b) (a)項に示す条件とは異なる火災影響評価特有の条件は、以下に示すものとする。</p> <p>イ. 電動弁は、遮断器に接続される制御ケーブルが、火災の影響による誤信号で、当該系統の機能を考慮し、厳しい方向に動作するものとする。</p> <p>ロ. 空気作動弁は、電磁弁に接続される制御ケーブルが、火災の影響による誤信号で、当該系統の機能を考慮し、厳しい方向に動作するものとする。</p> <p>ハ. 電動補機は、遮断器に接続される制御ケーブルが、火災の影響による誤信号で、当該系統の機能を考慮し、厳しい方向に起動又は停止するものとする。</p>	差異なし 差異なし
	<p>b. 評価方法</p> <p>対処系に单一故障を想定した設計に対して、以下の(a)項から(c)項に示す方法で火災影響評価を実施する。</p> <p>(a) 内部火災により発生する可能性のある運転時の異常な過渡変化又は設計基準事故の特定 内部火災により発生する可能性のある運転時の異常な過渡変化又は設計基準事故は、安全評価審査指針において評価すべき具体的な事象として示さ</p>	<p>b. 評価方法</p> <p>対処系に单一故障を想定した設計に対して、以下の(a)項から(c)項に示す方法で火災影響評価を実施する。</p> <p>(a) 内部火災により発生する可能性のある運転時の異常な過渡変化又は設計基準事故の特定 内部火災により発生する可能性のある運転時の異常な過渡変化又は設計基準事故は、安全評価審査指針において評価すべき具体的な事象として示さ</p>	差異なし 差異なし

先行審査プラントの記載との比較表（VI-1-1-8 発電用原子炉施設の火災防護に関する説明書）

島根原子力発電所第2号機	柏崎刈羽原子力発電所第7号機	柏崎刈羽原子力発電所第6号機	柏崎刈羽原子力発電所第7号機との比較
	<p>れる運転時の異常な過渡変化又は設計基準事故のうち、火災の影響を考慮した場合に発生する可能性のある事象を対象とする。</p> <p>(b) 単一故障の想定 本評価における单一故障の想定は、内部火災により発生する可能性のある運転時の異常な過渡変化又は設計基準事故に対処するために必要な系統及び機器のうち、解析の結果を最も厳しくする機器の单一故障を想定する。</p> <p>(c) 火災影響評価 (a)項で特定した各事象発生時に(b)項に示す单一故障を想定し、事象を収束するために必要な機能が失われず、事象が収束して原子炉は支障なく低温停止に移行できることを確認する。</p> <p>c. 評価結果 a.項及び b.項に従い火災影響評価を実施した結果、火災による影響を考慮しても、事象が収束して原子炉は支障なく低温停止に移行できることを以下のとおり確認した。 (a) 火災影響評価結果 火災による影響を考慮しても、内部火災により発生する可能性のある設計基準事故として原子炉冷却材流量の喪失を選定し、対処系に対し安全評価審査指針に基づく单一故障を想定しても、原子炉スクラムに係る論理回路がフェイルセーフ設計であること及び当該制御盤は安全系区分に応じて分離されていることから、事象が収束して原子炉は支障なく低温停止に移行できることを確認した。 また、内部火災により発生する可能性のある運転時の異常な過渡変化を選定し、対処系に対し安全評</p>	<p>れる運転時の異常な過渡変化又は設計基準事故のうち、火災の影響を考慮した場合に発生する可能性のある事象を対象とする。</p> <p>(b) 単一故障の想定 本評価における单一故障の想定は、内部火災により発生する可能性のある運転時の異常な過渡変化又は設計基準事故に対処するために必要な系統及び機器のうち、解析の結果を最も厳しくする機器の单一故障を想定する。</p> <p>(c) 火災影響評価 (a)項で特定した各事象発生時に(b)項に示す单一故障を想定し、事象を収束するために必要な機能が失われず、事象が収束して原子炉は支障なく低温停止に移行できることを確認する。</p> <p>c. 評価結果 a.項及び b.項に従い火災影響評価を実施した結果、火災による影響を考慮しても、事象が収束して原子炉は支障なく低温停止に移行できることを以下のとおり確認した。 (a) 火災影響評価結果 火災による影響を考慮しても、内部火災により発生する可能性のある設計基準事故として原子炉冷却材流量の喪失を選定し、対処系に対し安全評価審査指針に基づく单一故障を想定しても、原子炉スクラムに係る論理回路がフェイルセーフ設計であること及び当該制御盤は安全系区分に応じて分離されていることから、事象が収束して原子炉は支障なく低温停止に移行できることを確認した。 また、内部火災により発生する可能性のある運転時の異常な過渡変化を選定し、対処系に対し安全評</p>	

[青字](#)：柏崎刈羽原子力発電所第7号機と柏崎刈羽原子力発電所第6号機との差異

本資料のうち枠囲みの内容は、当社の機密事項に属すため、又は他社の機密事項を含む可能性があるため公開できません。

先行審査プラントの記載との比較表（VI-1-1-8 発電用原子炉施設の火災防護に関する説明書）

島根原子力発電所第2号機	柏崎刈羽原子力発電所第7号機	柏崎刈羽原子力発電所第6号機	柏崎刈羽原子力発電所第7号機との比較
	<p>価審査指針に基づく单一故障を想定しても、原子炉スクラムに係る論理回路がフェイルセーフ設計であること及び当該制御盤は安全系区分に応じて分離されていることから、事象が収束して原子炉は故障なく低温停止に移行できることを確認した。</p> <p>図7-1 一次スクリーニング：火災伝播評価手順の概要フロー</p>	<p>価審査指針に基づく单一故障を想定しても、原子炉スクラムに係る論理回路がフェイルセーフ設計であること及び当該制御盤は安全系区分に応じて分離されていることから、事象が収束して原子炉は故障なく低温停止に移行できることを確認した。</p> <p>図7-1 一次スクリーニング：火災伝播評価手順の概要フロー</p>	
			差異なし

青字：柏崎刈羽原子力発電所第7号機と柏崎刈羽原子力発電所第6号機との差異

本資料のうち枠囲みの内容は、当社の機密事項に属すため、又は他社の機密事項を含む可能性があるため公開できません。

先行審査プラントの記載との比較表 (VI-1-1-8 発電用原子炉施設の火災防護に関する説明書)

青字：柏崎刈羽原子力発電所第7号機と柏崎刈羽原子力発電所第6号機との差異

本資料のうち株式会社の内容は、当社の機密事項に属するため、又は他社の機密事項を含む可能性があるため公開できません。

先行審査プラントの記載との比較表 (VI-1-1-8 発電用原子炉施設の火災防護に関する説明書)

青字：柏崎刈羽原子力発電所第7号機と柏崎刈羽原子力発電所第6号機との差異

本資料のうち機密のみの内容は、当社の機密事項に属するため、又は他社の機密事項を含む可能性があるため公開できません。

先行審査プラントの記載との比較表（VI-1-1-8 発電用原子炉施設の火災防護に関する説明書）

島根原子力発電所第2号機	柏崎刈羽原子力発電所第7号機	柏崎刈羽原子力発電所第6号機	柏崎刈羽原子力発電所第7号機との比較
			<p>設備構成の差異 (火災区画の構成が異なることによる評価結果の差異) (相違No. 31)</p>
			<p>設備構成の差異 (火災区画の構成が異なることによる評価結果の差異) (相違No. 31)</p>

先行審査プラントの記載との比較表（VI-1-1-8 発電用原子炉施設の火災防護に関する説明書）

島根原子力発電所第2号機	柏崎刈羽原子力発電所第7号機	柏崎刈羽原子力発電所第6号機	柏崎刈羽原子力発電所第7号機との比較
			設備構成の差異 (火災区画の構成が異なることによる評価結果の差異) (相違No. 31)
			設備構成の差異 (火災区画の構成が異なることによる評価結果の差異) (相違No. 31)

青字：柏崎刈羽原子力発電所第7号機と柏崎刈羽原子力発電所第6号機との差異

本資料のうち枠囲みの内容は、当社の機密事項に属すため、又は他社の機密事項を含む可能性があるため公開できません。

先行審査プラントの記載との比較表（VI-1-1-8 発電用原子炉施設の火災防護に関する説明書）

島根原子力発電所第2号機	柏崎刈羽原子力発電所第7号機	柏崎刈羽原子力発電所第6号機	柏崎刈羽原子力発電所第7号機との比較

[青字](#)：柏崎刈羽原子力発電所第7号機と柏崎刈羽原子力発電所第6号機との差異

本資料のうち枠囲みの内容は、当社の機密事項に属すため、又は他社の機密事項を含む可能性があるため公開できません。

先行審査プラントの記載との比較表（VI-1-1-8 発電用原子炉施設の火災防護に関する説明書）

島根原子力発電所第2号機	柏崎刈羽原子力発電所第7号機	柏崎刈羽原子力発電所第6号機	柏崎刈羽原子力発電所第7号機との比較

[青字](#)：柏崎刈羽原子力発電所第7号機と柏崎刈羽原子力発電所第6号機との差異

本資料のうち枠囲みの内容は、当社の機密事項に属すため、又は他社の機密事項を含む可能性があるため公開できません。

先行審査プラントの記載との比較表 (VI-1-1-8 発電用原子炉施設の火災防護に関する説明書)

青字：柏崎刈羽原子力発電所第7号機と柏崎刈羽原子力発電所第6号機との差異

本資料のうち枠囲みの内容は、当社の機密事項に属すため、又は他社の機密事項を含む可能性があるため公開できません。

先行審査プラントの記載との比較表 (VI-1-1-8 発電用原子炉施設の火災防護に関する説明書)

青字：柏崎刈羽原子力発電所第7号機と柏崎刈羽原子力発電所第6号機との差異

本資料のうち株式会社の内容は、当社の機密事項に属するため、又は他社の機密事項を含む可能性があるため公開できません。

先行審査プラントの記載との比較表 (VI-1-1-8) 発電用原子炉施設の火災防護に関する説明書

青字：柏崎刈羽原子力発電所第7号機と柏崎刈羽原子力発電所第6号機との差異

本資料のうち枠囲みの内容は、当社の機密事項に属すため、又は他社の機密事項を含む可能性があるため公開できません。

先行審査プラントの記載との比較表 (VI-1-1-8 発電用原子炉施設の火災防護に関する説明書)

青字：柏崎刈羽原子力発電所第7号機と柏崎刈羽原子力発電所第6号機との差異

本資料のうち枠囲みの内容は、当社の機密事項に属すため、又は他社の機密事項を含む可能性があるため公開できません。

先行審査プラントの記載との比較表 (VI-1-1-8 発電用原子炉施設の火災防護に関する説明書)

青字：柏崎刈羽原子力発電所第7号機と柏崎刈羽原子力発電所第6号機との差異

本資料のうち株式会社の内容は、当社の機密事項に属するため、又は他社の機密事項を含む可能性があるため公開できません。

先行審査プラントの記載との比較表 (VI-1-1-8 発電用原子炉施設の火災防護に関する説明書)

青字：柏崎刈羽原子力発電所第7号機と柏崎刈羽原子力発電所第6号機との差異

本資料のうち株式会社の内容は、当社の機密事項に属するため、又は他社の機密事項を含む可能性があるため公開できません。

先行審査プラントの記載との比較表（VI-1-1-8 発電用原子炉施設の火災防護に関する説明書）

島根原子力発電所第2号機	柏崎刈羽原子力発電所第7号機	柏崎刈羽原子力発電所第6号機	柏崎刈羽原子力発電所第7号機との比較

[青字](#)：柏崎刈羽原子力発電所第7号機と柏崎刈羽原子力発電所第6号機との差異

本資料のうち枠囲みの内容は、当社の機密事項に属すため、又は他社の機密事項を含む可能性があるため公開できません。

先行審査プラントの記載との比較表（VI-1-1-8 発電用原子炉施設の火災防護に関する説明書）

島根原子力発電所第2号機	柏崎刈羽原子力発電所第7号機	柏崎刈羽原子力発電所第6号機	柏崎刈羽原子力発電所第7号機との比較

[青字](#)：柏崎刈羽原子力発電所第7号機と柏崎刈羽原子力発電所第6号機との差異

本資料のうち枠囲みの内容は、当社の機密事項に属すため、又は他社の機密事項を含む可能性があるため公開できません。

先行審査プラントの記載との比較表（VI-1-1-8 発電用原子炉施設の火災防護に関する説明書）

島根原子力発電所第2号機	柏崎刈羽原子力発電所第7号機	柏崎刈羽原子力発電所第6号機	柏崎刈羽原子力発電所第7号機との比較
			<p>設備構成の差異 (火災区画の構成が異なることによる火災影響評価の差異) (相違No. 33)</p> <p>設備構成の差異 (火災区画の構成が異なることによる火災影響評価の差異) (相違No. 33)</p>

先行審査プラントの記載との比較表（VI-1-1-8 発電用原子炉施設の火災防護に関する説明書）

島根原子力発電所第2号機	柏崎刈羽原子力発電所第7号機	柏崎刈羽原子力発電所第6号機	柏崎刈羽原子力発電所第7号機との比較
			設備構成の差異 (火災区画の構成が異なることによる火災影響評価の差異) (相違No. 33)
			設備構成の差異 (火災区画の構成が異なることによる火災影響評価の差異) (相違No. 33)

先行審査プラントの記載との比較表（VI-1-1-8 発電用原子炉施設の火災防護に関する説明書）

島根原子力発電所第2号機	柏崎刈羽原子力発電所第7号機	柏崎刈羽原子力発電所第6号機	柏崎刈羽原子力発電所第7号機との比較
			設備構成の差異 (火災区画の構成が異なることによる火災影響評価の差異) (相違No. 33)
			設備構成の差異 (火災区画の構成が異なることによる火災影響評価の差異) (相違No. 33)
			設備構成の差異 (火災区画の構成が異なることによる火災影響評価の差異) (相違No. 33)

青字：柏崎刈羽原子力発電所第7号機と柏崎刈羽原子力発電所第6号機との差異

本資料のうち枠囲みの内容は、当社の機密事項に属すため、又は他社の機密事項を含む可能性があるため公開できません。

先行審査プラントの記載との比較表 (VI-1-1-8) 発電用原子炉施設の火災防護に関する説明書)

島根原子力発電所第2号機	柏崎刈羽原子力発電所第7号機	柏崎刈羽原子力発電所第6号機	柏崎刈羽原子力発電所第7号機との比較																																															
			設備構成の差異 (火災区画の構成が異なることによる火災影響評価の差異) (相違No. 33)																																															
	<p>表7-1 柏崎刈羽原子力発電所第7号機 詳細な火災影響評価 (1/2)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>火災区域 番号</th> <th>安全 保護系</th> <th>原子炉 停止系</th> <th>工学的 安全装置</th> <th>非常用 制御系</th> <th>事例時 監視系</th> <th>非常用 給水系</th> <th>最終的な 熱遮蔽 装置</th> <th>被爆 装置</th> <th>高層 部屋</th> <th>低層 部屋</th> <th>評価結果</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>BR-HP-I</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○※1</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○*</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>詳細な火災影響評価</td> </tr> </tbody> </table> <p>*火災区域番号の意味：火災区域は、各建物の構造や機能に基づいて定められた区分で、BR-HP-Iは、原子炉建屋内に位置する火災区域である。HP-Iは、高層部屋と低層部屋とに分かれている。</p> <p>●：該当する、○：該当しない、○※1：該当するが、HP-I内に存在する火災区域に対する評価結果を示す。</p>	火災区域 番号	安全 保護系	原子炉 停止系	工学的 安全装置	非常用 制御系	事例時 監視系	非常用 給水系	最終的な 熱遮蔽 装置	被爆 装置	高層 部屋	低層 部屋	評価結果	BR-HP-I	○	○	○※1	○	○	○	○	○*	○	○	詳細な火災影響評価	<p>表7-5 柏崎刈羽原子力発電所第6号機 詳細な火災影響評価 (1/3)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>火災区域 番号</th> <th>安全 保護系</th> <th>原子炉 停止系</th> <th>工学的 安全装置</th> <th>非常用 制御系</th> <th>事例時 監視系</th> <th>非常用 給水系</th> <th>最終的な 熱遮蔽 装置</th> <th>被爆 装置</th> <th>高層 部屋</th> <th>低層 部屋</th> <th>評価結果</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>BR-HP-I</td> <td>○</td> <td>○※1</td> <td>○※2</td> <td>○※3</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○*</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>詳細な火災影響評価</td> </tr> </tbody> </table> <p>*火災区域番号の意味：火災区域は、各建物の構造や機能に基づいて定められた区分で、BR-HP-Iは、原子炉建屋内に位置する火災区域である。HP-Iは、高層部屋と低層部屋とに分かれている。</p> <p>●：該当する、○：該当しない、○※1：該当するが、HP-I内に存在する火災区域に対する評価結果を示す。</p> <p>注記：当該火災区域での火災影響評価に、加熱の第一段階を考慮するため、高層部屋と低層部屋の火災影響評価結果を示す。これらは、HP-I内に存在する火災区域に対する評価結果を示す。HP-I内に存在する火災区域に対する評価結果は、高層部屋と低層部屋の火災影響評価結果を示す。</p> <p>●：該当する、○：該当しない、○※1：該当するが、HP-I内に存在する火災区域に対する評価結果を示す。</p> <p>注記：当該火災区域での火災影響評価に、加熱の第一段階を考慮するため、高層部屋と低層部屋の火災影響評価結果を示す。これらは、HP-I内に存在する火災区域に対する評価結果を示す。HP-I内に存在する火災区域に対する評価結果は、高層部屋と低層部屋の火災影響評価結果を示す。</p>	火災区域 番号	安全 保護系	原子炉 停止系	工学的 安全装置	非常用 制御系	事例時 監視系	非常用 給水系	最終的な 熱遮蔽 装置	被爆 装置	高層 部屋	低層 部屋	評価結果	BR-HP-I	○	○※1	○※2	○※3	○	○	○	○*	○	○	詳細な火災影響評価
火災区域 番号	安全 保護系	原子炉 停止系	工学的 安全装置	非常用 制御系	事例時 監視系	非常用 給水系	最終的な 熱遮蔽 装置	被爆 装置	高層 部屋	低層 部屋	評価結果																																							
BR-HP-I	○	○	○※1	○	○	○	○	○*	○	○	詳細な火災影響評価																																							
火災区域 番号	安全 保護系	原子炉 停止系	工学的 安全装置	非常用 制御系	事例時 監視系	非常用 給水系	最終的な 熱遮蔽 装置	被爆 装置	高層 部屋	低層 部屋	評価結果																																							
BR-HP-I	○	○※1	○※2	○※3	○	○	○	○*	○	○	詳細な火災影響評価																																							
		<p>表7-5 柏崎刈羽原子力発電所第6号機 詳細な火災影響評価 (2/3)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>火災区域 番号</th> <th>安全 保護系</th> <th>原子炉 停止系</th> <th>工学的 安全装置</th> <th>非常用 制御系</th> <th>事例時 監視系</th> <th>最終的な 熱遮蔽 装置</th> <th>被爆 装置</th> <th>高層 部屋</th> <th>低層 部屋</th> <th>評価結果</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>BR-I</td> <td>○</td> <td>○※1</td> <td>○※2</td> <td>○※3</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○*</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>詳細な火災影響評価</td> </tr> </tbody> </table> <p>*火災区域番号の意味：火災区域は、各建物の構造や機能に基づいて定められた区分で、BR-Iは、原子炉建屋内に位置する火災区域である。Iは、高層部屋と低層部屋とに分かれている。</p> <p>●：該当する、○：該当しない、○※1：該当するが、BR-I内に存在する火災区域に対する評価結果を示す。</p> <p>注記：当該火災区域での火災影響評価に、加熱の第一段階を考慮するため、高層部屋と低層部屋の火災影響評価結果を示す。これらは、BR-I内に存在する火災区域に対する評価結果を示す。BR-I内に存在する火災区域に対する評価結果は、高層部屋と低層部屋の火災影響評価結果を示す。</p>	火災区域 番号	安全 保護系	原子炉 停止系	工学的 安全装置	非常用 制御系	事例時 監視系	最終的な 熱遮蔽 装置	被爆 装置	高層 部屋	低層 部屋	評価結果	BR-I	○	○※1	○※2	○※3	○	○	○	○*	○	○	詳細な火災影響評価	<p>設備構成の差異 (火災区画の構成が異なることによる火災影響評価の差異) (相違No. 33)</p>																								
火災区域 番号	安全 保護系	原子炉 停止系	工学的 安全装置	非常用 制御系	事例時 監視系	最終的な 熱遮蔽 装置	被爆 装置	高層 部屋	低層 部屋	評価結果																																								
BR-I	○	○※1	○※2	○※3	○	○	○	○*	○	○	詳細な火災影響評価																																							

青字：柏崎刈羽原子力発電所第7号機と柏崎刈羽原子力発電所第6号機との差異

本資料のうち枠囲みの内容は、当社の機密事項に属すため、又は他社の機密事項を含む可能性があるため公開できません。

先行審査プラントの記載との比較表（VI-1-1-8 発電用原子炉施設の火災防護に関する説明書）

島根原子力発電所第2号機	柏崎刈羽原子力発電所第7号機	柏崎刈羽原子力発電所第6号機	柏崎刈羽原子力発電所第7号機との比較
			設備構成の差異 (火災区画の構成が異なることによる火災影響評価の差異) (相違No.33)

[青字](#)：柏崎刈羽原子力発電所第7号機と柏崎刈羽原子力発電所第6号機との差異

本資料のうち枠囲みの内容は、当社の機密事項に属すため、又は他社の機密事項を含む可能性があるため公開できません。

先行審査プラントの記載との比較表（VI-1-1-8 発電用原子炉施設の火災防護に関する説明書）

島根原子力発電所第2号機	柏崎刈羽原子力発電所第7号機	柏崎刈羽原子力発電所第6号機	柏崎刈羽原子力発電所第7号機との比較
	<p>8. 火災防護計画</p> <p>火災防護計画は、発電用原子炉施設全体を対象とした火災防護対策を実施するために策定する。</p> <p>火災防護計画に定め、管理する主なものを以下に示す。</p>	<p>8. 火災防護計画</p> <p>火災防護計画は、発電用原子炉施設全体を対象とした火災防護対策を実施するために策定する。</p> <p>火災防護計画に定め、管理する主なものを以下に示す。</p>	差異なし
	<p>8.1 組織体制、教育訓練及び手順</p> <p>計画を遂行するための体制、責任の所在、責任者の権限、体制の運営管理、必要な要員の確保及び教育訓練並びに火災防護対策を実施するために必要な手順等について定める。</p>	<p>8.1 組織体制、教育訓練及び手順</p> <p>計画を遂行するための体制、責任の所在、責任者の権限、体制の運営管理、必要な要員の確保及び教育訓練並びに火災防護対策を実施するために必要な手順等について定める。</p>	差異なし
	<p>8.2 発電用原子炉施設の火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設</p> <p>(1) 発電用原子炉施設の火災防護上重要な機器等については、火災発生防止、火災の早期感知及び消火並びに火災の影響軽減の3つの深層防護の概念に基づき、必要な火災防護対策を行うことについて定める。</p> <p>重大事故等対処施設については、火災発生防止、火災の早期感知及び消火に必要な火災防護対策を行うことについて定める。</p>	<p>8.2 発電用原子炉施設の火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設</p> <p>(1) 発電用原子炉施設の火災防護上重要な機器等については、火災発生防止、火災の早期感知及び消火並びに火災の影響軽減の3つの深層防護の概念に基づき、必要な火災防護対策を行うことについて定める。</p> <p>重大事故等対処施設については、火災発生防止、火災の早期感知及び消火に必要な火災防護対策を行うことについて定める。</p>	差異なし 差異なし
	<p>(2) 火災区域又は火災区画は、火災区域外への延焼防止を考慮し、資機材管理、火気作業管理、危険物管理、可燃物管理及び巡回を行うことについて定める。</p>	<p>(2) 火災区域又は火災区画は、火災区域外への延焼防止を考慮し、資機材管理、火気作業管理、危険物管理、可燃物管理及び巡回を行うことについて定める。</p>	差異なし
	<p>(3) 潤滑油又は燃料油を貯蔵する設備は、貯蔵量を一定時間の運転に必要な量を考慮して貯蔵することについて定める。</p>	<p>(3) 潤滑油又は燃料油を貯蔵する設備は、貯蔵量を一定時間の運転に必要な量を考慮して貯蔵することについて定める。</p>	差異なし

[青字](#)：柏崎刈羽原子力発電所第7号機と柏崎刈羽原子力発電所第6号機との差異

本資料のうち枠囲みの内容は、当社の機密事項に属すため、又は他社の機密事項を含む可能性があるため公開できません。

先行審査プラントの記載との比較表（VI-1-1-8 発電用原子炉施設の火災防護に関する説明書）

島根原子力発電所第2号機	柏崎刈羽原子力発電所第7号機	柏崎刈羽原子力発電所第6号機	柏崎刈羽原子力発電所第7号機との比較
	(4) 水素ガスボンベは、ボンベ使用時に職員がボンベ元弁を開弁し通常時は元弁を閉弁する運用又は、ボンベ使用時の必要量を建屋に持ち込む運用とする。	(4) 水素ガスボンベは、ボンベ使用時に職員がボンベ元弁を開弁し通常時は元弁を閉弁する運用又は、ボンベ使用時の必要量を建屋に持ち込む運用とする。	差異なし
	(5) 格納容器内雰囲気モニタ校正用水素ガスボンベは、ボンベ使用時を除きボンベ元弁を閉とする運用とする。	(5) 格納容器内雰囲気モニタ校正用水素ガスボンベは、ボンベ使用時を除きボンベ元弁を閉とする運用とする。	差異なし
	(6) 気体廃棄物処理設備用水素ガスボンベ及びフィルタ装置水素濃度校正用水素ガスボンベは常時、建屋外に保管し、ボンベ使用時の必要量を建屋に持ち込む運用とする。	(6) 気体廃棄物処理設備用水素ガスボンベ及びフィルタ装置水素濃度校正用水素ガスボンベは常時、建屋外に保管し、ボンベ使用時の必要量を建屋に持ち込む運用とする。	差異なし
	(7) 水素ガスを内包する設備(蓄電池)がある火災区域又は火災区画(蓄電池室)において、送風機及び排風機が異常により停止した場合は、送風機及び排風機が復帰するまでの間は、水素ガス蓄積を防止する運用又は水素ガスの蓄積が確認された場合は蓄電池受電遮断器を開放する運用とする。	(7) 水素ガスを内包する設備(蓄電池)がある火災区域又は火災区画(蓄電池室)において、送風機及び排風機が異常により停止した場合は、送風機及び排風機が復帰するまでの間は、水素ガス蓄積を防止する運用又は水素ガスの蓄積が確認された場合は蓄電池受電遮断器を開放する運用とする。	差異なし
	(8) 水素ガスを貯蔵する水素ガスボンベは、運転に必要な量にとどめるため、必要な本数のみを貯蔵する。	(8) 水素ガスを貯蔵する水素ガスボンベは、運転に必要な量にとどめるため、必要な本数のみを貯蔵する。	差異なし
	(9) 引火点が室内温度及び機器運転時の温度よりも高い潤滑油又は燃料油を使用すること並びに火災区域又は火災区画における有機溶剤を使用する場合の滞留防止対策について定め管理する。	(9) 引火点が室内温度及び機器運転時の温度よりも高い潤滑油又は燃料油を使用すること並びに火災区域又は火災区画における有機溶剤を使用する場合の滞留防止対策について定め管理する。	差異なし
	(10) 「工場電気設備防爆指針」に記載される微粉が発生する設備及び静電気が溜まるおそれがある設備を設置しないことを定める。	(10) 「工場電気設備防爆指針」に記載される微粉が発生する設備及び静電気が溜まるおそれがある設備を設置しないことを定める。	差異なし

[青字](#)：柏崎刈羽原子力発電所第7号機と柏崎刈羽原子力発電所第6号機との差異

本資料のうち枠囲みの内容は、当社の機密事項に属すため、又は他社の機密事項を含む可能性があるため公開できません。

先行審査プラントの記載との比較表（VI-1-1-8 発電用原子炉施設の火災防護に関する説明書）

島根原子力発電所第2号機	柏崎刈羽原子力発電所第7号機	柏崎刈羽原子力発電所第6号機	柏崎刈羽原子力発電所第7号機との比較
	(11) 放射性物質を含んだ使用済イオン交換樹脂及び濃縮廃液は、固体廃棄物として処理するまでの間、密閉された金属製の槽・タンクで保管する。	(11) 放射性物質を含んだ使用済イオン交換樹脂及び濃縮廃液は、固体廃棄物として処理するまでの間、密閉された金属製の槽・タンクで保管する。	差異なし
	(12) 放射性物質を含んだチャコールフィルタは、固体廃棄物として処理するまでの間、ドラム缶に収納し保管するとともに、ドラム缶の周りに可燃物を置かない。	(12) 放射性物質を含んだチャコールフィルタは、固体廃棄物として処理するまでの間、ドラム缶に収納し保管するとともに、ドラム缶の周りに可燃物を置かない。	差異なし
	(13) 放射性物質を含んだHEPAフィルタは固体廃棄物として処理するまでの間、金属容器や不燃シートで包んで保管する。	(13) 放射性物質を含んだHEPAフィルタは固体廃棄物として処理するまでの間、金属容器や不燃シートで包んで保管する。	差異なし
	(14) 原子炉格納容器内に設置する原子炉の安全停止に必要な機器等及び重大事故等対処施設は、不燃性又は難燃性の材料を使用し周辺への可燃物の仮置きを原則禁止とするとともに、作業に伴う持込み可燃物について、持込み期間・可燃物量・持込み場所を管理する。	(14) 原子炉格納容器内に設置する原子炉の安全停止に必要な機器等及び重大事故等対処施設は、不燃性又は難燃性の材料を使用し周辺への可燃物の仮置きを原則禁止とするとともに、作業に伴う持込み可燃物について、持込み期間・可燃物量・持込み場所を管理する。	差異なし
	(15) 原子炉格納容器内に設置する火災感知器は、起動時の窒素封入後に作動信号を除外する運用とする。	(15) 原子炉格納容器内に設置する火災感知器は、起動時の窒素封入後に作動信号を除外する運用とする。	差異なし
	(16) 火災発生時の煙の充满又は放射線の影響等により消火活動が困難とならない火災区域又は火災区画のうち、可燃物管理を行うことで煙の発生を抑える火災区域又は火災区画は、可燃物管理を行い火災荷重を低く管理する。	(16) 火災発生時の煙の充满又は放射線の影響等により消火活動が困難とならない火災区域又は火災区画のうち、可燃物管理を行うことで煙の発生を抑える火災区域又は火災区画は、可燃物管理を行い火災荷重を低く管理する。	差異なし
	(17) 中央制御室制御盤の1面に火災が発生した場合における消火の手順について定める。	(17) 中央制御室制御盤の1面に火災が発生した場合における消火の手順について定める。	差異なし

[青字](#)：柏崎刈羽原子力発電所第7号機と柏崎刈羽原子力発電所第6号機との差異

本資料のうち枠囲みの内容は、当社の機密事項に属すため、又は他社の機密事項を含む可能性があるため公開できません。

先行審査プラントの記載との比較表（VI-1-1-8 発電用原子炉施設の火災防護に関する説明書）

島根原子力発電所第2号機	柏崎刈羽原子力発電所第7号機	柏崎刈羽原子力発電所第6号機	柏崎刈羽原子力発電所第7号機との比較
	(18) 原子炉格納容器内の油内包機器、分電盤等については、金属製の筐体やケーシングで構成すること、油を内包する点検用機器は通常電源を切る運用とする。	(18) 原子炉格納容器内の油内包機器、分電盤等については、金属製の筐体やケーシングで構成すること、油を内包する点検用機器は通常電源を切る運用とする。	差異なし
	(19) 原子炉格納容器内で火災が発生した場合における消火の手順について定める。	(19) 原子炉格納容器内で火災が発生した場合における消火の手順について定める。	差異なし
	(20) 火災影響評価の評価方法及び再評価について定める。	(20) 火災影響評価の評価方法及び再評価について定める。	差異なし
	(21) 火災影響評価の条件として使用する火災区域（区画）特性表の作成及び更新について定める。	(21) 火災影響評価の条件として使用する火災区域（区画）特性表の作成及び更新について定める。	差異なし
	(22) 外部火災から防護するための運用等について定める。	(22) 外部火災から防護するための運用等について定める。	差異なし
	8.3 可搬型重大事故等対処設備 可搬型重大事故等対処設備については、設備等に応じた火災防護対策を行うことについて定める。可搬型重大事故等対処設備の主要な火災防護対策は以下のとおり。	8.3 可搬型重大事故等対処設備 可搬型重大事故等対処設備については、設備等に応じた火災防護対策を行うことについて定める。可搬型重大事故等対処設備の主要な火災防護対策は以下のとおり。	差異なし
	(1) 可搬型重大事故等対処設備 a. 火災発生防止 (a) 火災によって重大事故等に対処する機能が同時に喪失しないよう考慮し、分散して保管する。	(1) 可搬型重大事故等対処設備 a. 火災発生防止 (a) 火災によって重大事故等に対処する機能が同時に喪失しないよう考慮し、分散して保管する。	差異なし
	(b) 可搬型重大事故等対処設備のうち、発火性又は引火性物質である潤滑油及び燃料油を内包する設備は、溶接構造、シール構造の採用により漏えいの防止対策を講じるとともに、堰又は側溝を設置し、漏えいした潤滑油及び燃料油の拡大防止を図る。	(b) 可搬型重大事故等対処設備のうち、発火性又は引火性物質である潤滑油及び燃料油を内包する設備において、潤滑油及び燃料油の漏えいを発見した際は、吸着マット等を用いて漏えいの拡大防止を図る。	表現の適正化 (可搬型重大事故等対処設備の油漏えい対策について、現場状況に合わせて追記) (相違No.6)

先行審査プラントの記載との比較表（VI-1-1-8 発電用原子炉施設の火災防護に関する説明書）

島根原子力発電所第2号機	柏崎刈羽原子力発電所第7号機	柏崎刈羽原子力発電所第6号機	柏崎刈羽原子力発電所第7号機との比較
	(c) 可搬型重大事故等対処設備の保管に当たっては、保管エリア内での他設備への火災の影響を軽減するため、設備間に適切な離隔距離（2m以上）を取つて保管する。	(c) 可搬型重大事故等対処設備の保管に当たっては、保管エリア内での他設備への火災の影響を軽減するため、設備間に適切な離隔距離（2m以上）を取つて保管する。	差異なし
	(d) 可搬型重大事故等対処設備保管エリア内の潤滑油及び燃料油を内包する機器は、可燃物に隣接する場所には配置しない等のエリア外への延焼防止を考慮する。	(d) 可搬型重大事故等対処設備保管エリア内の潤滑油及び燃料油を内包する機器は、可燃物に隣接する場所には配置しない等のエリア外への延焼防止を考慮する。	差異なし
	(e) 可搬型重大事故等対処設備の保管エリア内外の境界付近に可燃物を置かない管理を実施する。	(e) 可搬型重大事故等対処設備の保管エリア内外の境界付近に可燃物を置かない管理を実施する。	差異なし
	(f) やむを得ず可搬型重大事故等対処設備の保管場所の境界付近に可燃物を保管する必要が生じた場合は、不燃性容器に収納する等の延焼防止措置を実施する。	(f) やむを得ず可搬型重大事故等対処設備の保管場所の境界付近に可燃物を保管する必要が生じた場合は、不燃性容器に収納する等の延焼防止措置を実施する。	差異なし
	(g) 可搬型重大事故等対処設備は、地震による火災の発生を防止するための転倒防止対策を実施する。	(g) 可搬型重大事故等対処設備は、地震による火災の発生を防止するための転倒防止対策を実施する。	差異なし
	(h) 竜巻（風（台風）含む。）による火災において、重大事故等に対処する機能が損なわれないよう、可搬型重大事故等対処設備の分散配置又は固縛を実施する。	(h) 竜巻（風（台風）含む。）による火災において、重大事故等に対処する機能が損なわれないよう、可搬型重大事故等対処設備の分散配置又は固縛を実施する。	差異なし

[青字](#)：柏崎刈羽原子力発電所第7号機と柏崎刈羽原子力発電所第6号機との差異

本資料のうち枠囲みの内容は、当社の機密事項に属すため、又は他社の機密事項を含む可能性があるため公開できません。

先行審査プラントの記載との比較表（VI-1-1-8 発電用原子炉施設の火災防護に関する説明書）

島根原子力発電所第2号機	柏崎刈羽原子力発電所第7号機	柏崎刈羽原子力発電所第6号機	柏崎刈羽原子力発電所第7号機との比較
	<p>b. 火災の感知及び消火</p> <p>(a) 可搬型重大事故等対処設備保管エリアの火災感知器は、早期に火災感知できるように、固有の信号を発する異なる種類の火災感知器を設置する。</p> <p>(b) 屋外の保管エリアの火災感知は、炎感知器と熱感知カメラにより感知ができる範囲に、可搬型重大事故等対処設備を保管することにより実施する。</p> <p>(c) 屋外の可搬型重大事故等対処設備保管エリアの火災感知器は、故障時に早期に取り替えられるよう予備を保有する。</p> <p>(d) 可搬型重大事故等対処設備の保管エリアの消火のため、消火器<u>及び</u>消火栓を設置する。</p>	<p>b. 火災の感知及び消火</p> <p>(a) 可搬型重大事故等対処設備保管エリアの火災感知器は、早期に火災感知できるように、固有の信号を発する異なる種類の火災感知器を設置する。</p> <p>(b) 屋外の保管エリアの火災感知は、炎感知器と熱感知カメラにより感知ができる範囲に、可搬型重大事故等対処設備を保管することにより実施する。</p> <p>(c) 屋外の可搬型重大事故等対処設備保管エリアの火災感知器は、故障時に早期に取り替えられるよう予備を保有する。</p> <p>(d) 可搬型重大事故等対処設備の保管エリアの消火のため、消火器<u>又は</u>消火栓を設置する。</p>	差異なし
	<p>8.4 その他の発電用原子炉施設</p> <p>8.2 <u>節</u>で対象とした設備以外の発電用原子炉施設（以下「その他の発電用原子炉施設」という。）については、設備等に応じた火災防護対策を行うことについて定める。その他発電用原子炉施設の主要な火災防護対策は以下のとおり。</p>	<p>8.4 その他の発電用原子炉施設</p> <p>8.2 <u>項</u>で対象とした設備以外の発電用原子炉施設（以下「その他の発電用原子炉施設」という。）については、設備等に応じた火災防護対策を行うことについて定める。その他発電用原子炉施設の主要な火災防護対策は以下のとおり。</p>	記載の適正化 (いずれかの消火設備を使用する旨を明確化) (相違No.13)
	<p>(1) その他の発電用原子炉施設の火災防護は、設計基準対象施設及び重大事故等対処施設に対して実施している火災防護対策を考慮して、消防法、建築基準法、日本電気協会電気技術規程・指針に基づき設備に応じた火災防護対策を実施する。</p> <p>(2) 火災区域又は火災区画並びに可搬型重大事故等対処設備の保管エリアに設置又は保管しているその他の発電用原子炉施設に対する火災感知は、それぞれの火災区域、火災区画又は可搬型重大事故等対</p>	<p>(1) その他の発電用原子炉施設の火災防護は、設計基準対象施設及び重大事故等対処施設に対して実施している火災防護対策を考慮して、消防法、建築基準法、日本電気協会電気技術規程・指針に基づき設備に応じた火災防護対策を実施する。</p> <p>(2) 火災区域又は火災区画並びに可搬型重大事故等対処設備の保管エリアに設置又は保管しているその他の発電用原子炉施設に対する火災感知は、それぞれの火災区域、火災区画又は可搬型重大事故等対</p>	差異なし
			差異なし

青字：柏崎刈羽原子力発電所第7号機と柏崎刈羽原子力発電所第6号機との差異

本資料のうち枠囲みの内容は、当社の機密事項に属すため、又は他社の機密事項を含む可能性があるため公開できません。

先行審査プラントの記載との比較表（VI-1-1-8 発電用原子炉施設の火災防護に関する説明書）

島根原子力発電所第2号機	柏崎刈羽原子力発電所第7号機	柏崎刈羽原子力発電所第6号機	柏崎刈羽原子力発電所第7号機との比較
	処設備の保管エリアにおける火災感知の設計方針を適用する。	処設備の保管エリアにおける火災感知の設計方針を適用する。	
	(3) (2)項以外のその他の発電用原子炉施設の火災感知として、設備の設置状況又は保管状況及びその場所の環境等を考慮して火災感知器を設置する。	(3) (2)項以外のその他の発電用原子炉施設の火災感知として、設備の設置状況又は保管状況及びその場所の環境等を考慮して火災感知器を設置する。	差異なし
	(4) 火災区域又は火災区画並びに可搬型重大事故等対処設備の保管エリアに設置又は保管しているその他の発電用原子炉施設に対する消火は、それぞれの火災区域、火災区画又は可搬型重大事故等対処設備の保管エリアにおける消火の設計方針を適用する。	(4) 火災区域又は火災区画並びに可搬型重大事故等対処設備の保管エリアに設置又は保管しているその他の発電用原子炉施設に対する消火は、それぞれの火災区域、火災区画又は可搬型重大事故等対処設備の保管エリアにおける消火の設計方針を適用する。	差異なし
	(5) (4)項以外のその他の発電用原子炉施設の消火は、設備の設置状況又は保管状況及びその場所の環境を考慮して、消火器、消火栓又は移動式消火設備による消火を行う。	(5) (4)項以外のその他の発電用原子炉施設の消火は、設備の設置状況又は保管状況及びその場所の環境を考慮して、消火器、消火栓又は移動式消火設備による消火を行う。	差異なし
	以下余白	以下余白	以下余白